

訪問看護を受けるには、
医師の指示が必要です。
現在お近くの医師の
往診を受けておられる方も、
訪問できますので、
お気軽にご相談ください。

■わたしたちはこのようなサービスをご提供いたします。

主治医との連絡調整	身の回りのお世話
医療相談	介護相談
症状の観察	全身清拭
健康チェック	入浴介助
日常生活上のアドバイス	洗髪
食事や排泄の方法	手・足浴
療養環境の整備	口腔ケア
薬の説明、指導	床ずれの予防及び手当て
医療の管理	床ずれや創の 処置及びアドバイス
点滴	リハビリテーション
人工肛門	拘縮予防、体の動かし方
酸素吸入	訓練方法のアドバイス
人工呼吸器	24時間連携
留置カテーテル管理 尿管管理	みと 看取り
	時間外電話相談

富山医療生活協同組合の 医療・福祉の総合的ネットワークサービス



主に富山市内を訪問していますが、
富山市外でもお気軽にご相談ください。

ひまわり訪問看護ステーション

〒931-8314 富山市粟島町2-2-1
☎076-432-1570 FAX.432-1574

きずな訪問看護ステーション

〒930-0016 富山市柳町1-2-18
☎076-439-3651 FAX.439-3654

えがお訪問看護ステーション

〒939-8006 富山市山室82-1
☎076-407-0162 FAX.407-0165

ぽぷら訪問看護ステーション

〒939-2706 富山市婦中町速星398-1
☎076-466-5028 FAX.466-0876

富山医療生活協同組合の病院・診療所

富山協立病院 〒931-8501 富山市豊田町1丁目1-8 ☎076-433-1077
富山診療所 〒930-0066 富山市千石町2丁目2-6 ☎076-420-0367
水橋診療所 〒939-0526 富山市水橋館町59-1 ☎076-479-1414

富山医療生活協同組合の4つの訪問看護ステーション



私たちは誰もが自分らしい生き方ができるように、
ひとりひとりの人権を尊重し、
安全・安心で質の高い訪問看護を提供します。



富山医療生活協同組合

〒931-8790 富山市豊田町1丁目1-8
Tel:076-441-8352 Fax:432-8031

安心の医療・福祉、一人ひとりに合った看護・介護を私たちがお手伝いします。

私たちの目指すもの

組合員・利用者・職員がともにめざす

医療生協の介護

1. 誰もが自分らしい生き方を
2. いのちと人権を尊重する介護
3. 安全・安心の質の高い介護
4. 介護を受ける権利を守り発展させる運動

訪問看護とは・・・

在宅で療養されている方や、病気・けが等で寝たきり、もしくは寝たきりになる心配のある方々が、住みなれた自宅で安心して快適に療養していただくために、定期的に看護師が訪問し、看護や介護のお手伝いをさせていただきます。

訪問看護の利用対象となる方

病気やけが等により、家庭で療養されている方で、かかりつけ医が必要と認めた方が対象となります。お近くの医師の往診を受けておられる方も訪問できますのでご相談ください。

富山医療生活協同組合の特徴

富山医療生活協同組合では、1976年(昭和51年)に県下で初めて本格的に訪問看護を開始しました。病院・診療所・通所介護・短期入所・訪問介護など医療・福祉の総合的なネットワークがあります。また、組合員による有償ボランティア「たすけっとクラブ」があり、暮らしの助け合いを目指しています。

医療保険の場合

※一部の疾患の方以外は介護保険が優先されます。

赤ちゃんからお年寄りまで年齢に関りなく訪問看護がご利用いただけます。ご利用を希望する際には、かかりつけ医にご相談ください。訪問看護ステーションでは、かかりつけ医が交付した「訪問看護指示書」に従い、必要なサービスを提供します。

利用をご希望の方

かかりつけ医

訪問看護の利用について相談

訪問

訪問看護ステーション

指示書

【社団法人全国訪問看護協会HPより】

調子はいかがですか？



痰をとりましょう



看護師の介助で入浴も安心。
『気持ちよかったわ〜♪』

※写真はご本人の許可を得て掲載しております。

ガーゼを替えます



点滴をしましょうね



鴨居を点滴スタンドとして利用



理学療法士による訪問リハビリもおこなっています。
スーパーへ買い物に



ご利用者さまの声

- ・訪問看護師さんに来てもらってからな～ん入院せんかった。
- ・いろいろなことが相談できるので、助かつとります。
- ・主治医の先生と連絡してくれるので、安心だわ。
- ・きれいにしてもらって助かっています。
- ・人工肛門があっても家で入浴できるのでうれしい。
- ・機械つけて退院するので心配だったけれど、今じゃ家におれてうれしい。
- ・何かあればいつでも連絡できるので安心です。

介護保険の場合

【要支援・要介護認定を受けておられる方】

「要支援1～2」または「要介護1～5」に該当した方は、ケアマネージャーに相談し居宅サービス計画に訪問看護を組み入れてもらいます。

利用をご希望の方

ケアマネージャー

訪問看護の利用について相談

訪問

依頼

訪問看護ステーション

かかりつけ医

指示書